令和７年度　一般社団法人熊本県空手道連盟公認審判員義務講習会

　　　　　　　　　　　　　及び　監督・コーチ義務講習会（ご案内）

　拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、県連行事にご支援ご協力を

賜り、感謝申し上げます。

さて、標記につきまして下記の通り実施致しますのでご案内致します。この講習会受講は、県・地区・全国審判員令和７年度県連登録を兼ねます。また、県連・九州地区・全国審判更新・受審の義務講習でもあります。４月予定の全国審判審査会更新､新規受審者についてのみこの義務講習料を免除としますが、義務講習会は受講してください。

　大会で、監督・コーチにつかれる保護者・有段・有級者の方を対象にこの講習会をご案内致します。監督・コーチとして受講された方に、義務講習会終了証を発行いたします。この終了証が大会で監督・コーチができる必要条件です。

会場の駐車場は、台数に限りがございます。できるだけ乗り合わせの上ご来場頂きますようお願い申しあげます。

記

　　１）日　時　：　　（第１回）令和７年４月２０日（日）　　８：３０受付

　　　　　　　　　　　（第２回）令和７年４月２７日（日）　　８：３０受付

　　２）場　所　：　　（第１回）八代市鏡武道館

　☎０９６５－３３－４１６４

（第２回）益城町総合体育館（武道場）

　　　　　　　　　　　　　上益城群益城町木山２３６

☎０９６－２８９－２４３３

　　３）　内　容　：　　０９：００　開講式　挨拶（会長　森野）

　　　　　　　　　　　　０９：３０　座学（組手　副審２人制・形）

　　　　　　　　　　　　１１：００　審判ジェスチャー指導

　　　　　　　　　　　　１２：００　昼食

　　　　　　　　　　　　１３：００　組手審判実技指導

　　　　　　　　　　　　１４：３０　形審判実技指導並びに四大流派のポイント解説

　　　　　　　　　　　　１６：００　閉講式　講評

４）　受講料　　　　・審判員　５０００円（含む令和６年度県連審判登録料）

組手のみ・形のみ、両方いずれも同額

　　　　　　　　　　　　・令和７年度監督及びコーチ（保護者・有段、有級者）

５０００円

　　一般社団法人熊本県空手道連盟

会　長　森野　修二（公印略）

各郡市空手道連盟　会長　様

各　県　連　会　員　　　様

各　保　護　者　　　　 様

熊空連第１０４号

令和７年３月３日

５）参加対象者

①　県・地区・全国審判員、保護者・指導者

②　大会で道場監督・コーチを務める可能性がある方

（１８歳以上の有段者・有級者または保護者）

・審判は終日参加、監督・コーチは午前中のみの参加でも構いません。

６）申し込み

①受講申請書　②振り込み証（写）**※送金内訳記載がない場合は受付保留です。**

③新規受講者顔写真データ（40ｍmｘ30mm）（写真裏には氏名を記載願います。）

　写真は過去に提出された方は必要ありません。

1. ③をHP投稿する。HP投稿以外のメールは審判部に届きません。

締め切り　３月２１日（金）

　　・写真データが送れない場合は、各郡市連事務局又は道場長より審判部会長まで

ご連絡ください。

1. **は４月１日(火)～１２日（土）です。(年度会計処理の為、３月は不可)**

　７）問い合わせ先

全　般：　審判部会長　０９０―１５１２―０４８６　横田

県連メールアドレス　　　　[karate.k@abelia.ocn.ne.jp](mailto:karate.k@abelia.ocn.ne.jp)

　８）振込先　　郵便振替　＜口座番号＞　01930－8－ 16833

　　　　　　　＜加人者名＞　熊本県空手道連盟（振込口座）

８）その他

　①個人の問い合わせはご遠慮ください。

　　各郡市連事務局長か、道場長の先生が問合せされますようにお願いします。個人単位

　　では事務局が対応できません。ご協力お願い致します。

　②個人の資格は個人管理されますようにお願いします。県連、全空連でも不明のことが

　　あります。この時期に会員登録、資格等期限の確認をお願い致します。

　③審判員の申込は、全空連会員登録済が条件です。県連会員登録はこの講習会申し込みと同時でも可能です。保護者の方は無登録でも申し込めます。

　④下記に「一般社団法人熊本県空手道連盟規則」の一部を掲載しますので、ご理解ご協力を何卒宜しくお願い致します。

|  |
| --- |
| **＜一般社団法人　熊本県空手道連盟申し合わせ事項＞**  **本連盟のより良い活動を保証するため、下記の申し合わせをする。会員は、申し合わせを忠実に守らなければならない。**  **・大会は、役員・審判・企画委員・補助員・開催地役員で運営される。本連盟所属の各団体（学校・道場）長は、上記何れかの役割を務め、大会運営に寄与することが望ましい。団体長には運営を担う意識と態度が求められ、試合運営上平等な立場に立つことも重要な要素である。その為監督・コーチ講習会を受講した道場代表者以外の指導者か保護者が各団体の監督・コーチを務めることを原則とする。**  **この申し合わせは令和４年４月１日より施行する。** |

６

７